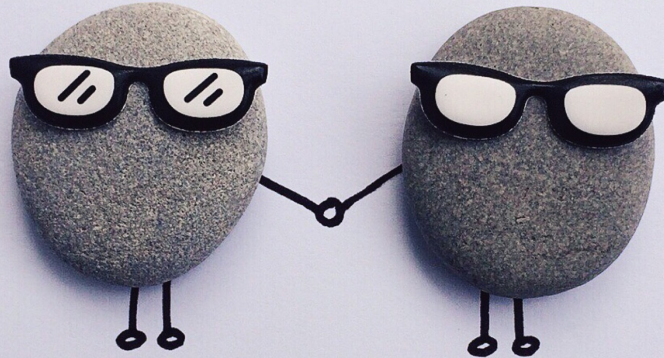


新しい補助制度で 経営相談を積極的に



個別で専門家に経営相談を予定されている方。

1回の相談＝**限度額3万円**、同一年度内で**最大2回**まで相談料の補助を受けることが可能です。

1. 経営相談とは



- ・ ビジネスプランの再構築
 - ・ マーケティング戦略
 - ・ 組織改善
 - ・ 事業展開
 - ・ 売上拡大
 - ・ 利益改善
 - ・ 人材育成
 - ・ 業態変化
 - ・ 事業継承
- etc.

2. 対象者



- 市内に事業所を有する
- ・ 中小企業者
 - ・ 小規模企業者
 - ・ 個人事業主の方

3. 専門家



- ・ 中小企業診断士
 - ・ 行政書士
 - ・ 司法書士
 - ・ 税理士
 - ・ 弁護士
 - ・ 公認会計士
- etc.

※補助を受けるには、条件がございます。全ての相談が対象ではございません。

※補助を受けるには、条件がございます。
ご不明な点は下記お問い合わせ先、またはQRコードから
「補助金交付要綱」をご覧ください。

4. 申請方法

□指定の様式にて、相談予定日の**14日前**までに、産業振興課窓口まで提出。

『補助金交付申請書（様式第1号）』

▶添付書類：事業計画書、市税完納を証明する書類、
専門家相談の費用・内容が分かるもの。



※詳しくは、みよし市ホームページ

『みよし市中小企業者等経営相談事業補助金交付要綱』を
←ご覧ください。

5. お問い合わせ

みよし市役所 市民経済部 産業振興課

電話：0561-32-8015

ファクシミリ：0561-34-4189

メール：sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

